

信託業法案（第百五十九回国会閣法第八五号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、信託の活用に対するニーズへ柔軟に対応するため、信託の利用者の保護を図りつつ、受託可能財産の範囲や信託サービスの担い手の拡大等を行うことにより、信託制度という金融システムの基盤を整備し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、信託業法の全部改正

1 総則

受託可能財産の制限を撤廃し、あらゆる財産権について信託を可能とするほか、信託業、管理型信託業、信託契約代理業、信託受益権販売業等について、所要の定義規定を設ける。

2 信託会社の行為規制・監督規制等

金融機関以外の信託業の担い手である信託会社について、その業務の内容に応じて免許制又は登録制の下で信託業を営むことを可能とする。また、委託者や受益者の保護を図るため、信託会社に対す

る行為規制や監督規制等を措置する。

3 同一会社集団に属する者の間における信託及び特定大学技術移転事業の信託についての特例

知的財産権等の信託活用のニーズへ柔軟に対応するため、同一会社集団に属する者の間における信託及び大学等の技術移転事業を行う承認ＴＬＯ（技術移転機関）による信託業に特例を認める。

4 信託契約代理店制度及び信託受益権販売業者制度の創設

信託サービスの販売チャネルを拡大する観点から、信託会社の委託を受けて信託契約の締結の代理等を行う信託契約代理店及び信託受益権の販売等を行う信託受益権販売業者の制度を設け、これらの者による取引の公正を確保するための規定等を整備する。

二、 施行期日等

この法律は、一部を除き、公布の日から六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、信託業法の改正に伴い、所要の経過措置等を定めるとともに、特定債権等に係る事業の規制に関する法律の廃止、銀行法等における子会社の範囲への信託会社の追加等の改正その他関連法律の整備等を行う。